

寒河江市広告掲載及び表現基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市のホームページに掲載する広告として、広告内容及び表現の信用性と信頼性を確保するため、寒河江市広告取扱要領第4条第2号及び第5条第1号第4項に規定する基準として定めるものである。

(規制業種又は事業者)

第2条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に規定されている業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- (4) 占い、運勢判断に関するもの
- (5) 興信所、探偵事務所等
- (6) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (7) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
- (8) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (9) 民事再生法(平成11年号外法律第225号)及び会社更生法(平成14年号外法律第154号)による再生・更生手続中の事業者
- (10) 各種法令に違反しているもの
- (11) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (12) その他、市長が適切でないと判断したもの

(掲載基準)

第3条 次の各号に定めるものは、掲載しない。

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ア 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 喫煙を助長するおそれがあるもの
 - エ ギャンブルにかかるもの
 - オ ひぼう、中傷又は排斥するもの
 - カ 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - キ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - ク 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
 - ケ 社会的に不適切なもの
- (2) 消費者保護の観点から、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現

- イ 射幸心を著しくあおる表現
 - ウ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - キ 責任の所在が明確でないもの
 - ク 広告の内容が明確でないもの
 - ケ 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主又はその商品やサービスなどを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
- (3) 青少年保護の観点から、次のいずれかに該当するもの
- ア 広告内容に無関係で必然性のない水着姿及び裸体姿。ただし、出品作品の一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
 - イ 暴力や犯罪を肯定し助長するような表現、又は連想・想起させるもの
 - ウ 残酷及びわいせつな描写など、善良な風俗に反するような表現
 - エ その他、青少年に有害と認められるもの
- (4) その他、市長が適切でないと判断したもの

(ホームページに関する基準)

第3条 市ホームページへの広告に関しては、市ホームページに掲載する広告だけでなく、当該広告がリンクしているホームページの内容についてもこの基準を適用する。

- 2 他のホームページを集合し、情報提供することを主たる目的とするホームページで、寒河江市広告掲載要綱及びこの基準に反する内容を取り扱うホームページを閲覧者に斡旋又は紹介しているホームページの広告は掲載しない。

(広告表現に関する基準)

第4条 次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため禁止する。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク(警告表現及び表示)
- (3) ラジオボタン(選択肢の表示)
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(GIFアニメ)

第5条 GIFアニメを用いる場合は、閲覧者に不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を0.4秒以上とする。

(市ホームページとの区別)

第6条 市の事業であると誤解しやすい表現については、閲覧者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

附 則

この基準は、平成 18年 9月 12日から施行する。